令和6年6月 議第52号

令和6年度

人吉市水道事業特別会計補正予算書

議第52号

令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第1号)

第1条 令和6年度人吉市水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度人吉市水道事業特別会計予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限度額
上下水道料金徴収事務等業務委託料	令和6年度~	令和11年度	294, 180千円

令和6年6月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

事項		限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額			当該年度以降の 支払義務発生 予定額			左の財源内訳				
			期	間	金	額	期	間	金	額	損益勘定留保資	資金	
上下水道料金徴収事務等業務委託料		7	山				千円	令和(6年度		千円		千円
		294, 180 –		_ _		S		294, 180		294, 180			
								令和 1	1 年度				